

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：群馬県

1 地域活性化総合特別区域の名称

群馬がん治療技術地域活性化総合特区

2 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

① 総合特区の目指す目標

世界最先端のがん治療技術である重粒子線治療を中核とし、がん医療にかかる研究開発、医療分野へのものづくり企業の参入促進、医療人材の育成並びに事業化人材の育成に取り組み、「医療産業拠点」の形成を図る。

解説：

【がん医療研究開発拠点の形成】

本特区構想の中核となる重粒子線治療は、「がんを切らずに治せる放射線治療技術」として世界最先端のがん治療技術である。群馬大学は、先行施設の大きさとコストを3分の1にした、世界初の普及型重粒子線治療施設を設置し、平成22年3月から治療を開始し、順調に治療実績を積み重ねている。また、総合病院・大学病院に設置された国内唯一の施設として、がんの集学的治療や放射線腫瘍医等の人材育成に取り組んでいる。

本特区では、これまでに得られた重粒子線治療と化学療法の併用実績を基礎とし、国内外の研究機関等と連携して重粒子線治療と免疫療法の併用によるⅢ期非小細胞肺癌等の難治がんへの治療・有効性の検証を行うなど、重粒子線治療の更なる高度化に向けた研究開発を進めるとともに、大学・メーカー・域内ものづくり企業の連携による重粒子線治療装置、周辺機器・部材等の高度化・開発の推進及び国内外への展開を進める。また、本県の強みである医療分野における研究開発実績・取組を産業展開に繋げていくため、プロジェクト毎に大学・病院・研究機関・域内企業が集まったコンソーシアムの形成を進め、診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発に取り組み、がん医療研究開発拠点の形成を図る。

【医療産業拠点の形成】

（高い技術力を有する域内ものづくり企業の医療分野への参入促進）

次世代を担う新たな産業として医療関連産業を育成していくためには、日本が優位性を持つ「先端医療技術」と「ものづくり技術」を融合させ、次々とイノベーションを起こし、新たな医薬品・医療機器を創出していく必要がある。

本特区構想を推進する群馬地域は、国内屈指のがん治療実績を有する群馬大学を中心として、先端医療技術の研究開発ネットワークが確立されている。

また、本地域は全国有数のものづくり地域であり、医療機器開発への応用が可能な「輸送機器関連産業」を中心として優れた技術を持つ多様なものづくり企業が集積しており、平成23年に県が設置した「群馬県次世代産業振興戦略会議 医療・ヘルスケア産業部会（参画企業：410社）」において、域内の大学・企業・行政が一堂に会し、医療産業振興に向けた取組を進めている。

る。

本特区構想では、これまでの本地域の取組や地域の特色ある技術を活かしながら、前計画期間中に設置した「ヘルスケア機器開発支援センター」の機能を強化した、群馬大学医学部附属病院との連携をはじめとする産学官医連携を推進する「ぐんま医療福祉機器開発支援センター」（平成31年4月設立）により、専任コーディネーターによるニーズ収集・マッチング促進や、医療機器開発に必要な知識や事業化につながる実践的な知識を身につけるための講習会の開催等を行うとともに、ものづくり企業と医療機器メーカーとのマッチング、医療現場ニーズ説明会などの開催、国等の研究開発資金の活用、域外の大企業や研究機関などの外部リソースとの連携等により、がんを含めた幅広い医療産業分野へのものづくり企業の参入促進を図る。

また、本地域は、首都圏近郊の交通の要衝となっており、平成30年上期の企業立地件数・面積ともに全国第1位になるなど企業の立地が増加している。こうした中、県では、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、経済的波及効果を及ぼす地域経済を牽引する事業を推進するため、平成29年12月に地域未来投資促進法に基づく基本計画を県内35市町村と共同で策定し、国の同意のもと、本特区構想等を基に医療・ヘルスケア分野を推進分野の一つとして位置付けた。

規制、財政、金融の特例措置など、総合特区制度のインセンティブを最大限に活用し、域内の大学・病院・研究機関との共同研究開発を行う製薬メーカー、医療機器メーカーを国内外から積極的に誘致することにより、本地域に立地する大学や企業と相互の連携・競争を通じて、医療産業拠点の形成を図る。

（外国人医療観光の推進）

国外から治療や検診を受けるため来日する方に対して観光サービスを提供する「外国人医療観光」については、その経済効果や市場規模において、高い潜在性を持っているが、海外に向けた情報発信、医療通訳者の活用、国外患者・検診希望者の受入体制の確立が課題となっている。

本地域では、平成24年11月に重粒子線治療を行う群馬大学、病院紹介等を行う日本エマージェンシーアシスタンス、来県者への生活サポートなどを行うNPO法人群馬コングレスサポート等による連携のもと、重粒子線治療における国外患者の受入体制が整備された。

こうした取組を域内観光産業の活性化に繋げていくため、病院、観光協会、産業支援機関、行政等を構成員とする「群馬県外国人医療観光推進連絡会議」（事務局：群馬県）を平成25年度第1四半期に立ち上げ、本県が有する重粒子線治療施設、高度がん検診施設、豊富な観光資源を最大限活用し、国外からの患者、検診希望者及びその家族の受入れを進める「外国人医療観光」の推進を図る。

【医療人材及び医療機器事業化人材の育成】

我が国は欧米と比較し、放射線腫瘍医、医学物理士、診療放射線技師など、放射線治療に携わる医療人材が相対的に不足している。本地域の強みを活かし、重粒子線治療を中心としたがん治療技術の高度化と先端医療機器の開発を進めるためには、放射線腫瘍医、医学物理士等の医療人材や幅広い知識と応用力を持った研究者等の集積を進めていくことが求められている。

本特区では、群馬大学において、重粒子線医学等の先端臨床に加えて、高度医療機器やその運用技術の研究開発を担うグローバルリーダーの育成を行っている。また、県立県民健康科学大学大学院に設置された「診療放射線学研究所」は、我が国で唯一の「診療放射線学部」を基盤とし、

放射線画像検査学、放射線治療学等の臨床に即した学術研究を積極的に行うことにより、人々の健康支援、疾病の早期発見、治療効果の向上に寄与する人材を育成するものである。このように、本地域に集積する大学や病院、研究機関等の連携により、重粒子線治療を中核としたがん治療に携わる医療人材育成体系を構築し、国内外から医師や研究者、技術者などを呼び込むことにより、研究者間の交流拡大や域内企業との連携推進を図り、がん医療にかかる研究開発を活発化する。あわせて、重粒子線治療施設をはじめとした先端医療機器の国内外への普及を推進するため、その運用を担う人材の育成に取り組み、域外に輩出していくことにより、がん医療人材育成拠点の形成を図る。

また、ぐんま医療福祉機器開発支援センターにおいて、医療分野の研究開発成果を事業化へつなげる人材の育成を実施する。医療機器においては、製造販売を行う事業者は、製造管理、品質管理、安全管理、販売管理等について一定の資格要件を満たす責任者を置く必要があるほか、他社との差別化のために国際認証等を取得することが求められる。

そのため、事業化人材育成については、企業、大学、病院（医療従事者）等から参加者を募り、医療機器開発に必要な薬機法等の法規制、現場ニーズの把握、販売戦略等の知識を身につける専門講習、さらに先進企業による事例紹介など事業化につながる実践的な知識を身につける講座等を実施し、医療機器製造業や医療機器製造販売業の許可及び ISO13485 認証の取得ノウハウに通じる人材を育成する。

また、医療従事者や研究者と企業等との人材交流の場としても活用し、コンソーシアム形成の土台とする。

② 評価指標及び数値目標

【がん医療研究開発拠点の形成】

評価指標（１）重粒子線治療技術の難治がんへの応用

数値目標（１）治療実施症例数 累計 6 症例（H31 年度～H35 年度）

【医療産業拠点の形成】

評価指標（２）医療・ヘルスケア産業振興

数値目標（２）

①新規雇用者創出数 累計 150 人（H31 年度～H35 年度）

②マッチング・医療関連製品サービス開発件数 累計 130 件（H31 年度～H35 年度）

【医療人材及び医療機器事業化人材の育成】

評価指標（３）医療人材の育成

数値目標（３）

①放射線腫瘍医数 累計 10 人（H31 年度～H35 年度）

②医学物理士数 累計 10 人（H31 年度～H35 年度）

③診療放射線技師数 累計 15 人（H31 年度～H35 年度）

評価指標（４）事業化人材の育成

数値目標（４）

①人材育成、事業化支援事業の参加者 累計 150 人（H31 年度～H35 年度）

②医療機器製造登録事業所、製造販売許可業者及び ISO13485 認証事業者数の合計

累計 50 件（H31 年度～H35 年度）

3 特定地域活性化事業の名称

本地域の強みである先端医療技術と高いものづくり技術を活かし、診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発を進めるとともに、企業と医療現場とのマッチングから販路開拓まで、一体的な支援を行い、ものづくり企業の医療産業分野への参入促進を図るとともに、医療関連企業の戦略的な誘致及び立地企業の設備投資・研究開発投資を促進することにより、医療産業拠点の形成を図る。

① 診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発推進事業
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2-4【1/3】）

② ぐんま医療福祉機器開発支援センターの設置によるものづくり企業の医療分野への参入促進事業（企業と医療現場とのマッチング、製品開発、販路開拓支援事業）
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2-4【2/3】）

③ 医療産業の拠点形成に向けた戦略的な企業誘致事業（医療関連企業の戦略的な誘致及び立地企業の設備投資・研究開発投資促進事業）
（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙 2-4【3/3】）

4 その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

i) 一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、特定地域活性化事業とも連携しながら、以下の取組を行っていく。

① ぐんま医療福祉機器開発支援センターの設置による医療分野参入促進・事業化支援
（戦略的基盤技術高度化支援事業、別紙 2-3）

ii) その他必要な事項

ア) 地域において講ずる措置（別紙 2-8）

イ) 国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

- ・ 診療用粒子線照射装置とエックス線装置の同時刻照射の制限にかかる特例

超精密な照射により脳や心疾患等の治療を可能とする革新的な高精度重粒子線治療システムを事業化するため、高精度重粒子線照射システム（照射対象確認に基づく重粒子線照射）について、制御装置が 2 つであっても、統合して操作するシステムがある場合、重粒子線照射装置と X 線装置の同時曝射を可能とする規制緩和を提案し、放射線治療装置用シンクロナイザを使用した場合において安全性が確保できるとの厚生労働科学研究

の成果を踏まえて省令改正が行われ、提案内容の実施が可能となった。

- 外国の医師等が行う臨床修練期間の延長

重粒子線治療の分野で世界をリードし続けるためには、世界各国から医療資格者を受け入れ、我が国で育成し、国外に輩出していく必要がある。臨床修練の許可の有効期間は最長2年間とされていたが、最長4年間まで延長が可能となった。

- 外国の医師等が行う臨床修練の手続緩和

群馬大学の重粒子線治療施設には海外から多くの外国の医療資格者が訪れるが、日本国内での医療行為への参加は臨床修練を目的とした場合しか認められていなかったところ、医師法の規定による受入手続・要件が緩和され、かつ教授・臨床研究を目的とした場合にも可能となった。

- 重粒子線治療に係る治験等の病床規制の特例

重粒子線治療に関する医療技術研究に必要な病床について、特定病床の特例制度で増床を行う場合、がん、治験に係る病床については、従事者等必要な体制が確保され、地域において必要と認められる場合に整備することが可能であるとの見解が示された。

- 地域がん登録における統計法の規制緩和

地域がん登録の高精度化の実現のため、入力情報である人口動態統計の死亡小票の利用承認手続において複数年度の申請が可能であるとともに、県と医療機関が共同で統計作成または統計的研究を行うという形で申請することにより医療機関へのがん登録情報の提供（2次利用）が可能であるとの見解が示された。また、院内がん登録の普及、迅速な生存率調査のための市町村照会手続について、地方法務局の事前承認の省略は対応不可だが、申請から認容までの期間を可能な限り短縮する措置を検討するとの見解が示された。

別紙 2 - 3 <戦略的基盤技術高度化支援事業>

1 一般地域活性化事業の名称

ぐんま医療福祉機器開発支援センターの設置による医療分野参入促進・事業化支援
(戦略的基盤技術高度化支援事業)

2 一般地域活性化事業の内容

① 事業概要

群馬県に設置する医療福祉機器開発支援センターを中心として産学官医が連携し、県内事業者が参画する医療ヘルスケア関連事業をワンストップで支援する。県内事業者の参入や事業拡大を通じ、地域の雇用を創出する。

② 支援措置の内容

医療福祉機器等の開発・改良に係る費用に対する支援

③ 事業実施主体

支援の主体：群馬県、医療福祉機器等の開発・改良事業の主体：県内事業者等

④ 事業が行われる区域

群馬県の全域

⑤ 事業の実施期間

平成 30 年度～

⑥ その他

なし

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【1 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発推進事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社足利銀行、株式会社横浜銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、重粒子線治療装置・周辺機器の高度化・開発など、診断、治療、術後のケアにおける革新的な医薬品・医療機器等の開発促進事業の実施に必要な資金を貸し付ける事業を行う。診断、治療、術後のケアの各分野における革新的医薬品・医療機器等の開発推進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「がん医療研究開発拠点の形成」及びその解決策である「産学官医連携により革新的な医薬品・医療機器を創出し、早期事業化を図る。」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【2 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

ぐんま医療福祉機器開発支援センターの設置によるものづくり企業の医療分野への参入促進事業（企業と医療現場とのマッチング、製品開発、販路開拓支援事業）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社足利銀行、株式会社横浜銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、ものづくり企業が高い技術力を活かし新たに医療分野へ参入する取り組みを推進するため、医療現場の課題・ニーズに基づく製品開発や販路を見据えた製品開発等による新製品、新技術の創出促進及び雇用機会の増大に資する事業の実施に必要な資金を貸し付ける事業を行う。ものづくり企業の医療分野への参入促進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「医療産業拠点の形成」及びその解決策である「高い技術力を有する域内ものづくり企業の医療分野への参入を促進」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 4 <地域活性化総合特区支援利子補給金>【3 / 3】

1 特定地域活性化事業の名称

医療産業の拠点形成に向けた戦略的な企業誘致事業（医療関連企業の戦略的な誘致及び立地企業の設備投資・研究開発投資促進事業）（地域活性化総合特区支援利子補給金）

2 当該特別の措置を受けようとする者

株式会社群馬銀行、株式会社東和銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社足利銀行、株式会社横浜銀行、株式会社八十二銀行、株式会社栃木銀行、高崎信用金庫、桐生信用金庫、アイオー信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、北群馬信用金庫、しのめ信用金庫、ぐんまみらい信用組合、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、株式会社三菱UFJ銀行

3 特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

a) 特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、域内の大学・病院・研究機関等との共同研究等を行う医療機器・医薬品メーカーの戦略的な誘致の推進等による域内医療産業の更なる創出及び雇用機会の増大に資する事業、又は立地企業における設備投資・研究開発投資の促進による新製品、新技術の開発、事業の高度化及び雇用機会の増大に資する事業を実施する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。医療機器・医薬品メーカーの戦略的な企業誘致・設備投資の促進事業を実施する取組については、当該総合特区の政策課題である「医療産業拠点の形成」及びその解決策である「医薬品・医療機器メーカーを国内外から戦略的に誘致し、医療産業を集積」とも整合している。

b) 施行規則第6条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第2に掲げる対象事業項目）

第4号 新商品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資するもの

別紙 2 - 8 <地域において講ずる措置>

1 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

【先端医療産業の推進】

- ・ 群馬がん治療技術地域活性化総合特区地域協議会の運営（H30 予算額：1,200 千円）
群馬がん治療技術地域活性化総合特区地域協議会を開催し、総合特区申請等について協議。
- ・ 医福工連携スタートアップ支援補助金（H30 予算額：10,000 千円）
医療機関等の現場が抱える課題やニーズを基にした製品開発に要する経費を補助することで、医療・ヘルスケア産業分野への新規参入や事業拡大を促す。
- ・ 医療コーディネーターの設置（H30 予算額：20,113 千円）
医療機関とものづくり企業とのマッチング等を担う医療コーディネーターを設置。
- ・ 中小企業パワーアップ資金（H30 融資枠：3,000,000 千円）
積極的な経営革新や新技術・新商品開発等による競争力強化を図ったり、技術革新等先進性に富む事業、本県独自の産業の創出・集積につながる取組などにより地域経済の発展に貢献する事業等を行うために必要な資金を融資。

<がん特区要件>（※平成 26 年度より新設。融資限度額は 2 億円）

がん特区に関連する新製品、新技術又は新たな役務の開発、企業化等、地域産業の高度化又は新産業の創出に寄与する事業であって、雇用機会の増大に資する事業を行うために必要な資金を融資。

【がん対策】

- ・ がん対策推進協議会運営（H30 予算額：3,163 千円）
群馬県がん対策推進協議会を設置し、総合的ながん対策の推進及び評価について協議。
- ・ がん診療連携拠点病院機能強化（H30 予算額：57,600 千円）
がん診療連携拠点病院が実施する相談支援事業、地域の医療従事者を対象とした研修事業、市民公開講座等に対して補助。
- ・ がん診療連携推進病院機能強化（H30 予算額：33,600 千円）
群馬県がん診療連携推進病院が実施する相談支援事業等に対して補助。
- ・ がん診療従事医師緩和ケア研修（H30 予算額：1,796 千円）
基礎的な緩和ケアの知識や技術を習得するための研修を受講したがん診療に従事する医師に対し、フォローアップ研修を実施するほか、看護師向けの緩和ケア研修を実施。

- ・ 相談支援・情報提供事業（H30 予算額：4,835 千円）

ピアサポーターを養成するとともにがん診療連携拠点病院等に派遣し、がん患者やがん経験者による支援を行う。また、県内の医療機関や相談窓口など本県のがん対策に関する情報冊子「ぐんまの安心がんサポートブック」を作成、配布する。さらに、がん相談支援センターの対応力強化支援のため、相談員を対象とした研修の実施及び社会保険労務士による就労相談のバックアップ等を行う。
- ・ 重粒子線治療推進（H30 予算額：1,409 千円）

重粒子線治療に係る県内外への周知、治療費の借入に対する利子補給等を実施。
- ・ がん疼痛緩和推進事業（H30 予算額：452 千円）

疼痛緩和に関わる医師等への医療麻薬の使用推進のための講習会を開催するとともに、適切な麻薬流通のための麻薬在庫管理のモデル事業を実施する。また、調剤薬局の薬剤師を対象とした無菌調剤技術を取得するための実務講習会を開催する。
- ・ がん対策連携事業（H30 予算額：0 千円）

民間企業と共同でがん検診普及啓発活動及びがん患者の就労支援活動を行う。
- ・ 女性特有のがん対策推進事業（H30 予算額：619 千円）

子宮頸がん予防講演会の開催や、マンモグラフィ検診の撮影に従事する診療放射線技師を対象とした研修を実施する。
- ・ がん検診受診率向上対策（H30 予算額：1,538 千円）

がん検診受診率向上のための啓発資材作成のほか、市町村担当者を対象にした受診率向上のための研修を実施する。
- ・ がんセンター運営（H30 予算額：9,486,147 千円）※医業収益

県内唯一のがん専門病院、群馬県のがん医療拠点病院として、地域の医療機関と連携しながら高度で質の高い医療を提供する。
- ・ 群馬大学における人材育成の推進（H30 予算額：90,000 千円）

リーディングプログラムによる重粒子線医学・生物学及び重粒子線先端臨床に加えて、高度医療機器やその運用技術の研究開発を担う世界的なリーダーを養成する。
- ・ 群馬県立県民健康科学大学における人材育成の推進（H30 予算額：269,169 千円）

看護師・保健師・診療放射線技師の人材育成を行う。
- ・ 全国がん登録事業（H30 予算額：12,027 千円）

がん登録推進法に基づく全国がん登録及び群馬県がん対策推進条例に基づく地域がん登録事

業を実施。

【企業誘致推進】

- ・ 企業誘致推進補助金（H30 予算額：719,211 千円）
県内に立地する企業の初期投資を軽減するために、工場用地を取得し、工場等を新設・増設する企業に対して、不動産取得税相当額の補助金を交付。
- ・ 企業立地促進資金（H30 融資枠：60 億円）
県内に立地する企業に、土地取得資金及び設備資金を融資。
- ・ プレゼンテーションぐんま（H30 予算額：2,503 千円）
「プレゼンテーションぐんま」や企業アンケート等、あらゆる機会を捉えて収集した立地情報をもとに、個別企業訪問等を通じて、誘致活動を実施。既に誘致した企業や県内企業に対しては、企業ニーズを的確に把握し、県内での事業の維持・継続、発展が図られるようにフォローアップを行う。

【企業の研究開発を促すための研究開発支援制度】

- ・ ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（H30 予算額：22,000 千円）（市町村・県パートナーシップ支援型）
県内中小企業者等の新技術・新製品開発に要する経費に対して補助。
- ・ ぐんま新技術・新製品開発推進補助金（次世代産業推進型）（H30 予算額：24,000 千円）
中小企業者の次世代産業分野（次世代自動車、ロボット、医療ヘルスケア、環境・新エネルギー）に関する新技術・新製品開発に要する経費に対して補助。
- ・ 公設試験研究機関（産業技術センター・繊維工業試験場）公募型共同研究（H30 予算額：30,000 千円）
中小企業から製品開発テーマを公募し、企業と公設試験研究機関（群馬産業技術センター、繊維工業試験場）で共同研究を実施。

2 地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

- 群馬県がん対策推進条例の制定（平成 22 年 12 月 24 日）
- 群馬県ものづくり・新産業創出基本条例の制定（平成 13 年 3 月 27 日）
- 群馬県中小企業憲章の制定（平成 23 年 6 月 10 日）

- 工場立地法に基づく地域準則条例などによる緑地面積の緩和

3 地方公共団体等における体制の強化

- 群馬県次世代ヘルスケア産業協議会（H26年11月設置）

日本再興戦略に掲げる「健康寿命産業」、また本総合特区が目指すヘルスケア産業の育成に向け、「健康サービス活用による健康増進」、「予防・健康増進による社会的コストの適正化」、「新産業創出による地域経済の活性化」の目標を達成するため、「群馬県次世代ヘルスケア産業協議会」を設置。健康増進サービス、予防サービス事業に係る地域の課題・ニーズの収集及び発信や産学官金・医療機関の連携強化によるヘルスケア産業の創出支援を行う。

- ぐんま医療福祉機器開発支援センターの設置（H31年4月設置）

群馬県を中心として、県内医療の中心である群馬大学医学部附属病院との連携を強化するとともに、産学官医連携を推進する「ぐんま医療福祉機器開発支援センター」を設立する。

企業からの相談をワンストップでサポートし、事業化の可能性が高い相談案件については、企画段階から事業化までセンターが伴走支援するこれまでの「ヘルスケア機器開発支援センター」の機能に加え、以下を追加する。

- ・ 専任コーディネーターを配置し、センターが病院・大学、メーカー、販社等から企業の特性に合った幅広いニーズを収集し、マッチングを促進する。さらに、専門サイトを構築するなどマッチング成約率を高める工夫を行う。
- ・ 事業化人材育成については、企業、大学、病院（医療従事者）等から参加者を募り、医療機器開発に必要な薬機法等の法規制、現場ニーズの把握、販売戦略等の知識を身につける専門講習、さらに先進企業による事例紹介など事業化につながる実践的な知識を身につける講座等を実施し、医療機器製造業や医療機器製造販売業の許可及びISO13485認証の取得ノウハウに通じる人材を育成する。

また、医療従事者や研究者と企業等との人材交流の場としても活用し、コンソーシアム形成の土台とする。

- 群馬県がん対策推進協議会（H23年6月設置）

「群馬県がん対策推進条例」に基づき、設置。医療機関、医療関係団体、がん患者会、事業者の代表者、県民から公募した委員により構成。総合的ながん対策の推進について協議。総合的ながん対策の推進に向けて、特区制度全般及び運営方法につき、総合特区実施母体である総合特区地域協議会へ助言や情報提供を行う。

○ 群馬重粒子線治療運営委員会（H20年5月設置）

群馬大学への重粒子線照射施設導入の決定を受けて、群馬県や県内がん診療連携拠点病院、県医師会、市町村などで設立。県内における連携体制を整備し、治療施設の効果的な活用を図っている。本構想の中核となる重粒子線施設の活用状況及び効果的な活用方法について、総合特区地域協議会へ適宜、情報提供を行っている。

○ 群馬県次世代産業振興戦略会議（H23年5月設置）

将来の市場性が期待される次世代産業6分野（医療・ヘルスケア等）への研究開発を促すため、知事を議長に産学官が一体となった組織を設立。「医療・ヘルスケア産業部会」は、本特区のプロジェクトである医工連携システムの中核となる組織とし、プロジェクトの活性化に向け、特区内企業を総合的に支援。

○ 外部資金獲得に向けた庁内プロジェクト（H24年4月設置）

県内企業が研究開発や設備投資にかかる外部資金を獲得するため、国等の補助金獲得にかかる部内プロジェクトを設置し、申請書のブラッシュアップ等により企業の申請書作成を支援し、全国トップクラスの高い実績を残している。本特区の各プロジェクト実施に向けて必要となる国等の外部資金の獲得に向け、事業の初期段階から事業内容の精査、各種調整、申請書等の作成など、事業主体を全面的に支援。

4 その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

○ 地域未来投資促進法に基づく基本計画

地域未来投資促進法に基づき策定した基本計画の推進分野の一つに医療・ヘルスケア分野を位置付け、医療機器・医薬品、ヘルスケア等関連企業における地域経済牽引事業の推進を図る。

○ 「地域中核産学官連携拠点」

医療をはじめとして4つの次世代産業分野の研究拠点として先進的産学官連携推進体制の構築を目指す産学官連携拠点構想。平成21年6月、国から本地域が全国10カ所のうちの1つに選定される。大学や医療現場のシーズを提供、企業とのマッチングの場を提供。

○ 「地域イノベーション戦略推進地域」

医療分野における群馬地域のイノベーション創出を図るため、平成25年3月に地域イノベーション戦略推進地域について文部科学省に申請を行い、同年7月に選定となった。